

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	クリーニング師免許証の再交付
②	法令名	クリーニング業法施行令
③	法令番号	昭和28年政令第233号
④	根拠条項	第1条第3項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(免許証) 第一条 3 都道府県知事は、免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があつたときは、免許証を交付しなければならない。
⑦	審査基準	クリーニング業法施行規則第6条 クリーニング業法施行細則第8条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 40日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	40日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	